

広報 笑 顔

スマイル

2022. 3.22 No.188

室蘭児童相談所巡回相談 のお知らせ

お子さんの発達の中で気になることや困ったことなど、発達全般の相談を希望される方は期限までにお申し込みください。

日程

5月17日(火)

申込期限

4月15日(金)

※実施場所は利用される方々の居住地区などを考慮し、決定します。

申込み・問合せ

健康福祉課福祉グループ

☎②7071

ヒグマに注意しましょう

冬眠明けのヒグマが、エサを求めて野山等を移動し始めます。野山は『ヒグマの生活圏』

です。出かける時は十分に注意しましょう。

【ヒグマと遭遇しないために】

- ・ヒグマの出没情報に注意してください。
- ・野山に入るときは複数で行動しましょう。
- ・鈴やラジオなど音のするものを携行しましょう。
- ・早朝や夕方の入山は控えましょう。
- ・ヒグマの足跡や糞を見つけたら引き返しましょう。
- ・生ゴミは必ず持ち帰ってください。

ヒグマの姿や足跡などを見たときは、役場またはお近くの駐在所へご連絡ください。

問合せ

- 早来駐在所 ☎②2030
追分駐在所 ☎②2003
安平駐在所 ☎②2339
遠浅駐在所 ☎②2211
安平町役場(代表) ☎②2511

目次

お知らせ	1～8
公営住宅入居者募集	9
生涯学習たより「ぎらり」	10～13
地域安全ニュース	14

地域サロンあんを開催します

日時

4月4日(月) 12時～15時

場所

ふれあいセンターいぶき

※会場は手指消毒、換気などの新型コロナウイルス感染症の対策をしています。

※当日、マスク着用をお願いします。

※緊急事態宣言が出た場合は中止します。

※お茶、コーヒー、お楽しみ甘味をご用意(参加費無料、昼食持参OKです)。

※安平町支え合い活動交付金、社会福祉協議会助成金を受け運営しています。

問合せ

代表 佐々木

☎②53706

住所や世帯に変更があったときは届出を

進学や就職、転勤などで引っ越しをされた方は、現在住んでいる寮・アパート等が住所地になりますので、住所変更の届出を忘れずに行ってください。

3月下旬から4月上旬にかけては窓口が特に混み合う時期となります。手続きには時間に余裕をもってお越しいただきますようお願いいたします。

※転入・転居届は住所の異動から2週間以内に届出が必要です。

※転出届は転出予定日の2週間前から手続きが可能です。

必要なもの

- ・本人確認書類(個人番号カード、運転免許証、健康保険証など)
- ・お持ちの方は個人番号カード(新住所の記載を行います)
- ・印鑑
- ・前住地で発行された転出証明書(転入届の場合)
- ・委任状(本人や同一世帯の方以外が手続きをする場合)

問合せ

税務住民課住民生活グループ ☎②2940